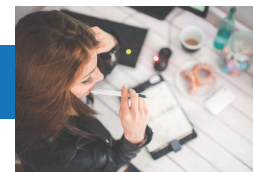


- 奥さまの働き方 3 つの壁を考える
- ちゃんと知ろう！ 障害年金について
- 意外と知らない 医療費控除
- 新聞掲載されました！

奥さまの働き方 3 つの壁を考える



ご主人が会社員や公務員の奥さまが「扶養」の範囲を超えてパートで働く場合、税金や社会保険料の負担を考慮しないと、「世帯の手取り」が減ってしまうことがあります

103 万円の壁 ^{*1}

税金の壁



- ^{*1} 1 カ月あたり一定の金額までの通勤手当は含みません。(通勤距離片道 2 km 未満の車両・自転車に対するものは除く。) 住宅手当などのその他の手当は含まれます。
- ^{*2} 市町村によっては 100 万円以下であっても住民税 (均等割) がかかる場合もあります

年収 103 万円超えで所得税・住民税の支払いが奥さまに発生します。

基礎控除 (38 万円) + 給与所得控除 (65 万円)

住民税は 100 万円 ^{*2} 超の給与収入で発生します。

非課税限度額 (35 万円) + 給与所得控除 (65 万円)

130 万円の壁 ^{*3}社会保険の壁 ^{*6}

- ^{*3} 社会保険制度における給与とは通勤手当を含む各種手当が含まれます。
- ^{*4} 奥さまが 60 歳以上か障害年金の受給者の場合は 180 万円。
- ^{*5} 社会保険制度では毎月の給与などの報酬を所定の幅で区分した標準報酬月額をもとに保険料が計算され、労使折半で負担します。なお勤務先によっては社会保険の加入がない場合もあり、その場合は国民健康保険料と国民年金保険料の全額を自己負担します。
- ^{*6} 平成 30 年度 協会けんぽ (東京支部) 国民健康保険料の場合は各市町村で異なります。国民年金保険料は 16,340 円 (平成 30 年度) です。

年収 130 万円以上 ^{*4} で社会保険料の扶養からはずれ、社会保険料の支払いが奥さまに発生します。

【社会保険料】

厚生年金保険料 標準報酬月額 ^{*5} × 9.15%

健康保険料 標準報酬月額 ^{*5} × 4.95%

「106 万の壁」

以下の条件にすべて該当する方は 106 万円以上で社会保険料の支払いが発生します。

- ① 週 20 時間以上勤務
- ② 月額賃金 8.8 万円以上 (年収 106 万円以上)
- ③ 勤務期間 1 年以上見込
- ④ 学生ではないこと
- ⑤ 常時従業員 501 人以上の企業に勤務もしくは常時従業員 500 人以下で **労使の合意** がなされている企業に勤務

年収 150 万円超でご主人の配偶者特別控除が縮小するため、ご主人の所得税が増加します。

控除額は妻の給与 150 万円以下の場合の 38 万円 ^{*7} を最高に、201.6 万円未満の 3 万円まで 9 段階に縮小し、201.6 万円以上で配偶者特別控除は無くなります。

150 万円の壁

控除の壁



- ^{*7} ご主人の年収が 1120 万円以下の場合

ちゃんと知ろう

障害年金



病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に現役世代の方も含めて受け取ることが出来る年金です。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。また障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残った時は、障害手当金（一時金）を受け取ることができます。

障害基礎年金

受給要件	障害の原因となった傷病の初診日に国民年金の加入者であること、または60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日があること。 障害認定日に障害等級1級か2級に該当すること 初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の期間保険料を納付している、または初診日の前々月までの過去1年間に保険料の未納がないこと
年金額	障害等級2級： 77万9300円+子の加算 障害等級1級： 77万9300円×1.25倍+子の加算
その他のポイント	20歳未満で障害の状態にある場合は、原則20歳からの支給となる 障害認定日が20歳以後の場合は、その認定日以後から支給

障害厚生年金

受給要件	障害の原因となった傷病の初診日に厚生年金の加入者であること。 障害認定日に障害等級1級か2級または3級に該当すること 障害基礎年金の保険料の受給要件を満たしていること
年金額	障害等級3級： 報酬比例部分のみ（最低保障額58万4500円） 障害等級2級： 報酬比例部分+配偶者加給年金（22万4300円） 障害等級1級： 報酬比例部分×1.25倍+配偶者加給年金
その他のポイント	障害の状態が3級より軽いが一定の障害に該当する場合は障害手当金が支給される 障害厚生年金に子の加算はない

意外と知らない

医療費控除

医療費控除とは、納税者本人や生計を一にする（同居している者など）配偶者・親族のために支払った医療費の一定額が納税者本人の所得金額から控除されるもので上限は200万円です。

対象になるもの	対象にならないもの
医師、歯科医師による診療費など 通院費（電車代・バス代などの公共交通機関の交通費） 義歯の購入費 人間ドッグ（健診で疾病が発見され、治療した場合） 医薬品（市販薬を含む）の購入費（健康増進のためのビタミン剤などの購入費は除く） 出産費用（定期健診費含む） マッサージの施術費	医師への謝礼金 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代 未払医療費 見舞客への接待費用 美容整形費 人間ドッグ（健診の結果異常がなかった場合） 疾病予防・健康増進費用（ジムでのトレーニング費用など） メガネやコンタクトレンズの購入費（治療に必要な場合は除く）

医療費控除額

＝（医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額の合計額×5%と10万円のいずれか低い方）

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

セルフメディケーション税制とは、一定の要件（人間ドッグや定期健診を受けている等）を満たした者が、一般の薬局で購入できるようになった医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入金額が年間で12,000円を超えた場合に、その超えた金額を所得から控除できる制度のことです。なおこの制度は従来の医療費控除といずれか一方のみを選択して適用を受けることになります。



セルフメディケーション
税 控除 対象
このマークが目印

新聞に掲載されました！

「西日本新聞社発行ぼしえっと 平成30年6月1日発行号



弊社代表の栗原が、「プロに聞きましたQ&A」にて、ファイナンシャルプランナーとして取材を受け「子育て世代の資産形成は？」について中立的なFＰとしてコメントいたしました！

ファイナンシャルプランナー
栗原 朋宏さん

子育て世代の資産形成は？

何のため貯金をするか考える

プロに聞きましたQ&A

【長期計画の作成例】

収入は増え、支出は減る。貯蓄の生活は、大丈夫！

Q 人生の三大出費である教育・住宅・老後の資金。備えるうえで大切なことは？

A 長期計画を作ることが大切です。マイホームの購入、子育てなどが一段落してから老後資金の準備を始めても間に合いません

Q 老後の生活費はどのくらい必要でしょうか？

A ゆとりある老後生活のための費用は34万円必要と言われていますが、実際にもらう年金から差し引くと年間150万円程不足します。それが20年以上続くとなると…

Q 積立では毎月定額でしているのですが…

A ただ貯めるのではなく、預貯金全体を「短期・中期・長期」に振り分けてみましょう。短期の預貯金は緊急用の予備資金なので銀行等でいいのですが、中長期の10年以上使う予定のないお金があったら、運用先を分散させ金利と時間を味方にして増やしましょう。

初めての運用には不安や迷いがあるものです。ご心配な点は何でもご相談ください。弊社では中立的なFＰ業務を行っております。お金に関係する様々な問題「相続・贈与・老後の積立等」を解決いたしますのでいつでもお声かけください。

佐賀にお住まいのお客さまへ

ベストプランニング佐賀支店 開設

2018年8月1日
佐賀市本庄町末次に新規事務所がオープンします！
お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください